

経営発達支援計画の概要

<p>実施者名 (法人番号)</p>	<p><small>しただ</small> 下田商工会 (法人番号 2110005005618)</p>
<p>実施期間</p>	<p>平成29年4月1日～平成34年3月31日</p>
<p>目標</p>	<p>当地域の小規模事業者に通ずる課題「需要の掘り起し」と「売上の向上」に対し、事業計画策定やその着実な実施を事業者に寄り添って支援し、経営品質を向上させ、併せて、創業・第二創業（経営革新）支援、事業承継支援等を行うことで、『当地域の多くの小規模事業者の経営を持続させること』により、三条市総合計画に示されている『人々の生活の基盤である「極」を存続させていくために、生活の糧を得るための「生産の営み」と日々の暮らしである「生活の営み」に着目した、生活に必要なとなる基盤を維持し続けるため』の施策に結びつけます。</p>
<p>事業内容</p>	<p>・経営発達支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の経済動向調査に関すること 地域の経済動向に加え、国等の統計調査を調査・分析することにより、実態の把握と課題の抽出を行い、小規模事業者の持続的発展に寄与するための手段として活用します。 2. 経営状況の分析に関すること 経営分析の重要性を啓発し、潜在的・本質的な課題や強み・弱みを抽出し、顕在化している課題を深化できる経営状況の分析を実施し、有効な事業計画策定支援に活用します。 3. 事業計画策定支援に関すること 事業計画策定の重要性を啓発し、経営分析を通して把握した本質的な課題の解消を中心に、小規模事業者に寄り添い、“気づき”を与えることで計画の実効性を高めます。 4. 事業計画策定後の実施支援に関すること 定期的な巡回訪問等を実行することで、「作っただけ」の計画にならない様、小規模事業者に寄り添いながら事業計画の着実な実行を支援します。 5. 需要動向調査に関すること 国・県や業界団体の統計調査等の収集・分析により得たマクロ的な需要動向と、個店を対象に実施した消費者ニーズ調査の結果を、事業計画策定や新たな需要の開拓に寄与する事業を効果的に実施する上での資料として活用します。 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 当地域外からの受注機会を増やすため、HPの作成支援や各種ポータルサイトへの出品・活用、展示会・商談会に関する情報発信・出展支援を行います。また、各種補助制度を積極的に推進し、販路拡大、売上向上に向けた新たな取組を後押しします。 <p>・地域経済の活性化に資する取組 三条市や関係団体等と連携を図りながら、観光客（交流人口）の増加を図るためのイベント開催や魅力ある周遊観光地づくりを進めるために観光マップの作成を行います。</p>
<p>連絡先</p>	<p>下田商工会 経営支援室 〒955-0152 新潟県三条市笹岡 360 番地 1 電話：0256-46-3073 FAX：0256-46-3086 メールアドレス：shitada@shinsyoren.or.jp</p>

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

(地域の概要)

下田地区は、新潟県のほぼ中央部に位置する三条市（平成 17 年に旧三条市、旧柴町、旧下田村が合併し誕生。）の南東部に位置しており、周囲は 1,000m ないし 1,500m 級の山々に囲まれ、その山々を水源とする五十嵐川、その支流である守門川や鹿熊川が流れ、緑と水に恵まれた地域です。いわゆる豪雪地帯であり、降雪期間は平地で 120 日前後、山間部で 160 日と長く、冬季の積雪は山間部で 2m に達します。



【人口】

人口は 9,577 人（三条市統計：平成 27 年 9 月 30 日現在）であり、合併後の 10 年間で 13.3% 減少しました。特に若者の減少が続いており、高齢化率は 3 割を超えています。平成 27 年 3 月に策定された「三条市総合計画」においても、当地区の人口減少による過疎化の進展が問題として挙げられています。

【交通網】

公共交通機関においては、1985 年（昭和 60 年）に国鉄弥彦線から転換された越後交通の路線バスと三条市デマンド交通「ひめさゆり」が運行されており、生活路線として役割を果たしていますが、少子化による通学者の減少やマイカー通勤者の増加に伴い、路線バスの利用者が減少し、バス事業の維持が課題となっています。

隣接している福島県只見町とを結ぶ国道 289 号線は、県境部分である通称「八十里越」が一般車両の通行不能区間となっているため、平成元年に開削事業がスタートしました。しかし、この一帯は日本でも有数の豪雪地帯の為、半年間しか工事ができず、現在も国土交通省・福島県・新潟県の共同により、全線開通を目指した国道 289 号八十里越事業が進められています。三条市ではこの工事現場を一般人に見学してもらう「秘境八十里体感バス」を運航しており、参加申込者の抽選が行われるほど好評を得ています。

【商工業者数】

商工業者数の推移では、合併時の平成 17 年には 580 事業所でしたが、平成 27 年には

436 事業所と 24.8%減少しており、経営者の高齢化や後継者不足により、廃業者数が現在も増加傾向にあります。

また、436 事業所のうち 405 事業所 (92.9%) が小規模事業者、更に 353 事業所 (81.0%) が小企業者となっており、経営基盤が弱く景気低迷の影響を受けやすくなっています。

下田地域商工業者数の推移 平成 17 年度－平成 27 年度比較

	建設業	製造業	卸売	小売	飲食店・ 宿泊業	サービス業	その他	合計
17 年度	165	147	15	105	27	88	33	580
27 年度	134	96	11	71	20	77	27	436
増減(%)	▲18.8	▲34.7	▲26.7	▲32.4	▲25.9	▲12.5	▲18.2	▲24.8

【地域資源】

地域資源としては、ハヤブサ繁殖地として新潟県の天然記念物に指定されている景勝「八木ヶ鼻」や国の特別天然記念物である「ニホンカモシカ」の生息地としても知られている「大谷ダム」、「笠堀ダム」などの豊かな自然があり、ゴルフ場、オートキャンプ場、森林公園、河川公園、カヌー施設などのレクリエーション施設も整っています。そのため、三条市から当地域は観光エリアとして位置づけられ、冬に飛来する白鳥を観察できる「白鳥の郷公苑」や「漢学の里 諸橋轍次記念館」、「道の駅 漢学の里しただ」、日帰り温泉施設「いい湯らてい」などの観光交流施設が市によって多く整備されています。

(小規模事業者の現状及び課題)

小売・飲食店・サービス業は家族従業員による零細事業所が多数です。下田地域では広い地域に集落が点在しているため、商業集積地には不向きな環境にあり、更に現在の車社会から、多様な品が揃っている市の中心地への消費が流出している状況にあります(地元購買率 16.4%「H25 中心市街地に関する県民意識・消費動向調査」より)。人口減少・少子高齢化による顧客の減少及び事業主の高齢化・後継者不足による廃業の増加、売上減少による経営不振が問題となっています。

製造業については、金物の町として有名な旧三条地域の下請を行っている金属製品製造業が半数であり、次いで一般機械製造業が多くなっています。また、自社製品を持たない事業所も多く、経営状況は元請に大きく依存していることがほとんどです。その上、近年では内製化を進めている元請事業所も増えてきており、受注減少の傾向にあります。また、家内工業的な小規模な事業所が多数で、経営基盤が弱く景気低迷の影響を受けやすい状況となっています。

建設業については、農業と兼業している一人親方や小規模な建築業が過半数となっています。営業技術に乏しいためハウスメーカーに押され、元請工事が減少しており、ハウスメーカーの下請に入る事業所も増えてきています。土木・建設関連においては除雪技術が高く、多く発生している水害等の災害復旧や地域住民の雇用の確保等地域への貢献度は高いが、公共工事への依存度が高く、今後公共工事が減少するに伴い、経営環境の悪化が懸念されます。

上記のような現状により小規模事業者が衰退することは、地域住民の生活基盤に関わ

る問題であり、商工会は国・県・市をはじめ各支援機関や金融機関等と連携して「経営発達支援事業」を推進することにより、小規模事業者が直面している「需要の低下」と「売上の減少」への対応を図ることが課題となっています。

(小規模事業者の中長期的な振興のあり方)

平成 27 年 3 月に策定された三条市総合計画では、『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』という将来都市像を掲げ、平成 34 年までの 8 年間の基本計画及び平成 27 年から平成 30 年までの前期実施計画が示されています。

その中で、「人々の暮らしに対する目線も大切にしたい、それぞれの地域の生活環境、歴史や文化などが継承され、住み慣れた土地に住み続けていくことができる多極分散型の都市構造を堅持していくことが不可欠」とされており、その実現のため、従来必ずしも強い危機感や明確な問題意識を持ってこなかった少子高齢化、人口減少社会における課題に正面から向き合い、これに対応する施策をあらゆる行政分野において展開することとなっています。産業に関する施策は下記の通りとなっています。

目指すまちの姿	目指すまちの姿の実現に向けた施策
学ぶ若者や働く若者が集うまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業機会の創出 ものづくり産業の価格決定力確保 産業として成り立つ農業の確立 ・ 新事業の創出 豊かな自然を生かした産業の創出 観光産業の創出
誰もが安心して働けるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した産業基盤の確立 ものづくり産業の価格決定力確保 ものづくり産業の経営基盤の維持・存続

総合計画の策定に参画した団体として上記を踏まえ、地域の人々の暮らしの基盤を維持し続けるためには、小規模事業者の持続的発展が最重要と考え、地域唯一の総合経済団体としてリーダーシップを発揮しながら、小規模事業者に今まで以上に寄り添い、事業継続できるように「小規模事業者ならではのオンリーワンの経営」と「地域住民に必要とされる経営」へ向けて経営発達を支援します。

(商工会としての目標)

上記の、「小規模事業者の中長期的な振興のあり方」を踏まえて、当地域の小規模事業者に共通する課題「需要の掘り起し」と「売上の向上」に対して、当商工会が、事業計画の策定やその着実な実施を事業者に寄り添って支援し、経営品質を向上させ、併せて、創業・第二創業（経営革新）支援、事業承継支援なども行うことで、『当地域の多くの小規模事業者の経営を持続させること』により、三条市総合計画に示されている『人々の生活の基盤である「極」を存続させていくために、生活の糧を得るための「生産の営み」と日々の暮らしである「生活の営み」に着目した、生活に必要となる基盤を維持し続けるため』の施策に結びつけることを目標とします。

(目標達成に向けた事業の方針)

従来の経営改善普及事業等においては金融・税務・経理・経営・労務・取引など基礎的な支援を中心として小規模事業者の事業を支援してきましたが、一過性の支援に留まることが大半であり、事業計画や経営計画の策定等、計画に基づいた支援はほとんど行ってきていませんでした。

しかしながら、少子高齢化や人口減少による地域経済の低迷や事業主の高齢化や後継者不足による廃業増など、当地域の小規模事業者は厳しい環境に置かれているため、従来の指導から一步踏み込み、小規模事業者が持続的に発展するための事業計画の策定や実施を基に、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等、売上や利益を確保し、「経営の発達」に資する支援を下記の通り行います。

(1) 事業計画の策定及び実施の支援

小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容等の経営状況分析を基に、需要動向調査や地域経済動向調査等を踏まえて、売上と利益を確保できる需要を見据えた事業計画を策定し、計画を実行するために外部機関（よろず支援拠点等）と連携しながら伴走型支援を実施します。

(2) 事業承継・後継者育成の支援

若手青年女性経営者や後継者を育成するために、当商工会青年部と連携しながら、事業承継や後継者育成のためのセミナー実施等を通じて、事業計画策定及び実施に関する重要性を啓蒙し、事業承継へのハードルを取り除きます。

(3) 新たな需要を開拓するための支援

人口減少が進行している当地域以外に市場を求めするため、県内外の商談会、展示会等への参加を促し、また、経営資源の乏しい小規模事業者でも比較的取り組みやすいホームページやソーシャルメディア等のITの活用により、新たな需要を開拓する支援を行います。

(4) 地域資源の活用による地域活性化のための支援

観光客等に対し、当地区の観光資源（豊かな自然、文化・歴史、各種施設、地域産品等）の魅力をアピールするため、「道の駅 漢学の里しただ」と連携した「商工会まつり」等のイベント開催や観光マップの作成やホームページでの情報発信を通じて、交流人口の増加につなげます。このことにより、地域内での購買力向上等による小規模事業者の経営基盤の強化を図ります。

(5) 関係支援機関等との連携及び経営発達支援体制の強化

日本政策金融公庫や地元金融機関と連携した金融支援やよろず支援拠点等と連携した経営計画等の策定・実行支援の強化を図ると共に、当会自体の支援体制を強化するために、上部団体や関係機関等が実施する各種研修会や説明会等への参加を通じ、職員の資質向上を図ります。

全ての小規模事業者を対象に支援を行いますが、特に生活関連業を営む事業者、従業員を雇用している事業者、後継者（候補を含む）が存在する事業者を重点支援者と設定して取り組んでいきます。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

(現状と課題)

これまで地域経済状況の把握は、巡回訪問や経営相談等の際に聞き取りを行うのみであり、国、新潟県、三条市、新潟県商工会連合会、地元金融機関等が提供する統計資料についても収集し、確認のみで終わってしまうことが多く、情報提供先も限定的となっていました。

(改善方法)

今後は、地域内小規模事業者の実態・動向・ニーズ・課題等を把握するために、従来収集していた統計資料から目的を持って情報を収集・整理・分析することに加え、新たに独自で調査分析を実施し、小規模事業者の持続的発展に寄与するための手段として活用します。その結果につきましては、広報紙や商工会ホームページ等で広く情報発信していきます。

(事業内容)

(1) 既存統計資料の収集・整理・分析（既存事業改善）【指針③】

- ①調査目的 新潟県及び三条市全体における経済動向を把握する
- ②対象物 消費動向調査や経済センサス等の国県市の統計資料及び新潟県商工会連合会が提供する「中小企業景況調査」、地元金融機関である三条信用金庫の提供する「三条・燕地区産業経済動向」
- ③調査方法 各調査先より資料を収集
- ④調査回数 年4回（4月、7月、10月、1月）
*国や自治体の統計資料は提供時期に合わせ年1回（4月）
- ⑤調査項目 「事業者数の動向」「従業者数の動向」「地元購買率の動向」等
- ⑥活用方法 三条市全体の地域経済の動向を把握し、後述する小規模事業景況調査と併せて小規模事業者の実態把握に活用する
- ⑦提供方法 商工会の広報紙やホームページにて提供
- ⑧小規模事業者に対する効果

三条市全体の経済動向を把握することで、今後の地域内の経済動向を予測することができ、事業計画の策定・実施支援に役立てることができる。

(2) 小規模事業景況調査（新規事業）【指針③】

- ①調査目的 地域内小規模事業者の実態・動向・ニーズ・課題等を把握する
- ②対象者 生活関連業を営む事業者、従業員を雇用している事業者、後継者（候補を含む）が存在する事業者を中心

- ③調査方法 対象事業者への訪問による聞き取り
- ④調査回数 年2回（4月、10月）
- ⑤調査項目 「売上高の動向」「仕入高の動向」「雇用状況」「採算」「設備投資の状況」「支援ニーズ」等
- ⑥活用方法 地域経済が抱える問題の整理・分析、課題の抽出を行い、小規模事業者の事業計画策定や策定後の実施支援に役立てる
- ⑦提供方法 商工会の広報紙やホームページにて提供
- ⑧小規模事業者に対する効果
個社や地域の状況をしっかりと把握することにより、的確な事業計画の策定・実施支援を行うことができる。

（目標）

項目	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
既存統計資料の収集・整理・分析	未実施	4回	4回	4回	4回	4回
小規模事業景況調査の情報収集数	未実施	20社	20社	20社	20社	20社
商工会報及びホームページによる定期情報提供回数	未実施	4回	4回	4回	4回	4回

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

（現状と課題）

これまでは、金融相談や小規模事業者持続化補助金の申請等必要に迫られた場合のみ経営分析を行ってきました。その内容は財務内容が主であり、対象の小規模事業者の現状を深く知るには至っていませんでした。

（改善方法）

経営指導員等の巡回・窓口相談及び各種セミナーの開催等を通じて、経営分析及びそれを活用した事業計画策定の重要性の啓蒙を図り、経営状況の分析に取り組みます。

経営状況分析にあたっては、当会で調査・分析した経済動向調査の結果を活用する他、中小企業基盤整備機構が提供する「経営自己判断システム」や全国商工会連合会が提供する「経営分析システム」等のツールを活用し、「売上の向上」「利益の確保」に直結するような分析項目を増やすことにより、小規模事業者を多面的に見つめ、潜在的であった本質的な課題や強み・弱みを抽出、顕在化している課題を深化できる経営状況の分析へと改善し、有効な事業計画策定支援に活用します。

専門的な課題等については、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を活用し、小規模事業者の抱える経営上の悩みに対してより丁寧にサポートします。

（事業内容）

（1）全職員（5名）による、重点支援対象事業者を主とした小規模事業者の巡回訪問

のほか、講習会・セミナーの開催や金融（マル経融資の斡旋を含む）・経営・取引等の巡回・窓口相談、及び記帳継続指導等を通じて、経営分析が必要な小規模事業者の掘り起こしを行います。（新規事業）【指針①】

(2) (1) で分析対象となった小規模事業者、及び小規模事業者持続化補助金やものづくり補助金等の各種補助金申請者に対し、巡回・窓口指導、講習会・セミナーにおいて経営分析を行います。

具体的には、上記1. 地域の経済動向調査を踏まえ、「個々の事業者の経営課題を抽出し、事業計画策定の方向性、必要となる需要動向情報の種類・開拓方法を見極めること」を目的に、販売する商品・サービス（技術）の内容、保有する技術・ノウハウ、従業員等の経営資源、財務（資金繰りの状況や商品毎の利益率等を含む）、その他の経営状況について分析を行います。

なお、分析にあたっては、中小企業基盤整備機構が提供する「経営自己判断システム」や全国商工会連合会が提供する「経営分析システム」等を活用します。

当商工会の記帳機械化事業利用者については、システム(ネットde記帳)の経営計数分析表や簡易財務診断表を活用します。

また、専門的かつ高度な分析が必要な事業者には、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を活用し、中小企業診断士等の専門家を派遣します。

経営分析の結果は事業計画の策定に役立てます。（既存事業改善）【指針①】

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
専門家派遣回数	未実施	1回	1回	2回	2回	3回
経営状況分析のための巡回訪問数 (経営分析事業者数×3回)	未実施	12回	12回	15回	15回	18回
経営分析事業者数	未実施	4社	4社	5社	5社	6社

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

(現状と課題)

現状では金融支援や補助金申請支援の際の資料の一つとして、場当たりの計画策定にとどまっており、事業者の経営状況の分析不足が多かったため、事業者にとっても納得のいく計画となっていませんでした。

(改善方法)

今後は、小規模事業者が持続的発展を着実に進めるため、事業計画策定の重要性を認識してもらうことが重要であると考え、上記の経営分析を行う中や巡回・窓口相談時、広報紙やホームページ等による周知、セミナー等を通じて、事業計画策定の重要性を啓発し、事業計画策定を希望する小規模事業者の掘り起こしを行います。

経営分析を通して把握した本質的な課題の解消を中心に、小規模事業者に寄り添い、

事業者に“気づき”を与えることで、「計画の実効性を高める」効果を図ります。

事業計画策定にあたっては、中小企業基盤整備機構が提供する経営計画作成アプリ「経営計画つくるくん」や全国商工会連合会が提供する「経営改善計画作成システム」等のツールを活用します。

また、専門的な課題への対応には、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等と連携し、伴走型の指導・助言を行うことで、小規模事業者に対する事業の持続的発展を図ります。

(事業内容)

- (1) 経営分析の実施時や巡回・窓口相談時、広報紙やホームページ等による周知、セミナー等を通じて、事業計画策定の重要性を啓発し、事業計画策定を希望する小規模事業者の掘り起こしを行います。(新規事業)【指針②】
- (2) 従来通りの金融支援希望者や国・県・市等の補助金・助成金の申請者、創業予定者や第二創業(経営革新)を目指す方、事業承継を予定している事業者に加え、上記(1)により掘り起こした小規模事業者に対し、事業計画の策定支援を行います。(既存事業改善)【指針②】
- (3) 「後継者窓口」を常時設置し、創業希望者や後継者に対して知識の向上を図り、創業計画等について、(2)と同様に事業計画策定の指導・助言を行います。また、若手後継者向けのセミナーを青年部・女性部を中心に年1回開催し、後継者に対して知識の向上を図り、(1)と同様に事業計画策定の指導・助言を行います。(新規事業)【指針②】
- (4) 事業計画を策定する際、高度な課題を有する場合は、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を活用し、更に精度の高い事業計画策定を目指します。(既存事業改善)【指針②】

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
後継者向けセミナーの受講者数	18人	18人	19人	19人	20人	20人
計画策定支援に係る個別指導回数 (事業計画策定者数×4回)	8回	16回	16回	20回	20回	24回
事業計画策定支援事業者数	2社	4社	4社	5社	5社	6社

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

(現状と課題)

これまでは事業計画策定後については、必要に迫られた最低限の回数での進捗状況

の聞き取りとそれに基づく個別指導で終わっており、事業者より依頼が無ければ計画の見直しを行ってきませんでした。

(改善方法)

今後は、事業計画策定事業者に対し、2ヶ月に1回の定期的な巡回訪問等を実行することで事業計画の実施状況等を把握し、「作っただけ」の計画にならない様、小規模事業者に寄り添いながら事業計画の着実な実行を支援します。

また、計画実行に対して解決困難な高度な課題に対しては、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を活用し、また、日本政策金融公庫や地元金融機関と連携を図りながら、課題解決に向けて、伴走型の支援を実施します。

(事業内容)

(1) フォローアップのための巡回訪問（既存事業改善）【指針②】

①支援対象者 事業計画を策定した全ての事業者

②巡回訪問頻度

2ヶ月に1回を基本とし、創業者の創業準備期など集中的に指導が必要な際は、回数を増やすなど臨機応変に対応します。

③支援内容

巡回訪問時に事業計画の進捗状況を確認すると共に、国、新潟県、三条市等の支援機関が行う支援策の周知・提案、経済・需要動向情報の提供及び時機にあった必要な指導・助言を行います。

また、専門的かつ高度な指導・助言が必要な事業者には、新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を利用します。財務的な問題が生じた事業者には、金融機関と連携して問題解決にあたります。

④小規模事業者に対する効果

小規模事業者に寄り添い、継続して支援することで、計画の（修正・見直し対応も含めて）実効性を高めます。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
フォローアップのための巡回指導の訪問回数 (事業計画策定者数×6回)	未実施	24回	24回	30回	30回	36回
支援策の提案回数 (事業計画策定者数×4回)	未実施	16回	16回	20回	20回	24回
フォローアップ実施支援事業者数	未実施	4社	4社	5社	5社	6社

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

(現状と課題)

当地域の小規模事業者が販売・提供している商品・サービスの需要動向については、会員事業所から個別に相談があった際、総務省の家計消費状況調査結果資料などを提供するのみでした。

(改善方法)

今後は、個社支援事業者の顧客を対象とする消費者ニーズ調査を行います。また、国・新潟県の統計調査や業界団体の統計調査等の情報収集・整理を実施します。ここで得られたマクロ的な需要動向調査の結果と個店を対象とした消費者ニーズ調査の結果を踏まえて、小規模事業者の事業計画策定や、新たな需要の開拓に寄与する事業を効果的に実施する上での資料として活用します。

(事業内容)

(1) 既存商品やサービス等に係る消費者ニーズ調査 (新規事業) 【指針③】

①調査目的

個店支援事業者を対象に、既存商品やサービス等の評価、購買・使用実態などから新たな販路開拓や新商品開発に必要な消費者のニーズを明らかにします。

②調査対象

現在の顧客やユーザーを対象に、調査数は各支援事業者に合わせて設定します。

③調査項目

消費者の属性(年齢や性別、職業、家族構成等)の他に、業種別に下記に例示した項目を中心に、支援内容に合わせた項目を個別に設定します。また、「はい・いいえ」や「1~5のスケールに○をつける」といった「スコアリング方式」による定量調査と「自由記述」の定性調査の両方を採用し、消費者のニーズをより深掘りできる内容とします。

(小売業) 総合的な満足度・来店のきっかけ・来店頻度・価格・接客・商品の品質・リピート・お店に対する不満な点・お店に対する満足な点・今後望むこと等

(卸売業) 総合的な満足度・購入のきっかけ・購入頻度・価格・商品の品質・リピート・事業所に対する不満な点・お店に対する満足な点・今後望むこと等

(製造業) 総合的な満足度・発注のきっかけ・発注頻度・価格・製品の品質・納期の早さ・製品に対する不満な点・製品に対する満足な点・今後望むこと等

(建設業) 総合的な満足度・発注のきっかけ・発注頻度・価格・施工の品質・施工の速さ・施工に対する不満な点・施工に対する満足な点・今後望むこと等

(サービス業) 総合的な満足度・来店のきっかけ・来店頻度・価格・接客・サービスの品質・リピート・お店に対する不満な点・お店に対する満足な点・今後望むこと等

④調査方法

店頭でのインタビューや郵送等、支援事業者の営業形態や調査目的に合った方法を選択し実施します。

⑤分析方法 専門機関に依頼(外部委託)します。

⑥小規模事業者に対する効果

既存商品・サービスへの評価や不満点等を把握することにより、自社の強み(シーズ)と消費者の満ち足りなさ(ニーズ)がマッチしたところに購買欲求(ウォンツ)が発生するモノづくりや販路開拓を可能にします。

(2) 当商工会以外の機関が実施する調査からの情報収集（既存事業改善）【指針③】

①収集目的

マクロ的な観点や多様な視点からの需要動向に関する情報を収集することで、地域外の需要動向に関する分析結果を提供し、新たな需要開拓の方向性の決定や、新商品・新サービスの開発に活用してもらいます。

②収集対象

経営状況の分析を行った事業者の販売する商品・サービス（技術）に関する需要動向

③収集方法

新聞、雑誌、書籍、インターネット等から当商工会以外の機関が実施する調査等を利用し収集します。

（利用する調査例）

- ・総務省統計局「家計消費状況調査」「家計調査」
- ・日本フードサービス協会「データから見る外食産業」
- ・経済産業省「生産動態統計」
- ・国土交通省「建築着工統計調査」「建築物リフォーム・リニューアル調査」
- ・日経テレコン・POS Vision「販売動向調査」

④分析方法

収集した情報を業種別に分類し「売れ筋商品」「売れる価格帯」「売れる時期」「顧客層」などの傾向を見ます。

⑤提供方法

事業計画策定支援時、又は事業計画策定後の実施支援に係る巡回訪問時や窓口相談時に提供します。

⑥小規模事業者に対する効果

情報を噛み砕いて分かりやすく提供することで、的確な経営判断を行うことができます。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
消費者ニーズ調査の実施回数 (事業計画策定者数×1回)	未実施	4回	4回	5回	5回	6回
統計資料等による情報収集	未実施	1回	1回	1回	1回	1回
フォローアップ実施支援に係る 情報提供回数 (フォローアップ実施支援者 数×1回)	未実施	4回	4回	5回	5回	6回

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

(現状と課題)

当会では、地区内外のイベント・商談会等の開催の周知を行うのみの受け身の体制となっており、小規模事業者が比較的苦手としている商品・技術等のPRを促進し、販路開拓につながる支援が不足していました。また、全国商工会連合会のSHIFT（商工

会簡易ホームページ作成ツール)等ネット関係については、問い合わせのある場合のみ対応を行い、積極的な指導を行ってきませんでした。

(改善方法)

今後は、小規模事業者の持続的発展には売上及び利益の確保が不可欠であることから、地域産品や隠れた技術力等を発信し、当地域外からの受注機会を増やすため、全国商工会連合会が提供するホームページ作成システム「SHIFT」等を活用したHP作成支援や各種ポータルサイトへの出品・活用、展示会・商談会に関する情報発信・出展支援を推進します。これにより、販路拡大や売上拡大はもちろん、交流人口増加による地区内購買力の増加を図ります。

また、各種補助制度（特に小規模事業者持続化補助金）を積極的に推進することで、販路拡大、売上向上に向けた新たな取組を後押しします。

(事業内容)

(1) 展示会・商談会出展支援事業（既存事業改善）【指針④】

①事業目的

当地域外への販路拡大を目指す事業者に対し、全国各地の主要都市で開催される展示会・商談会へ積極的な出展を促します。

②支援対象

事業計画において県内外の流通業者をターゲットにする事業者で、主に市場開拓または新商品開発を戦略とする事業者

③支援方法

全国各地の主要都市で開催される展示会・商談会の情報提供を行い、出展希望事業者に対し出展料の一部を助成します。

④小規模事業者に対する効果

多くの展示会・商談会の中から選択することができることで、より効果的な出展を可能にすることができ、小規模事業者の出展に対する費用負担を軽減することで、展示会・商談会に出展しやすくなり、新規取引先の確保につなげることができます。

(2) SHIFT・ソーシャルメディア作成支援（既存事業改善）【指針④】

①事業目的

専門知識がなくても手軽に作成できるホームページやソーシャルメディアの導入を支援することで、新たな需要を開拓します。

②支援対象

事業計画において自社ホームページの活用を目指す事業者

③支援方法・内容

全国商工会連合会が提供するホームページ作成システム「SHIFT」の周知を広報紙や当会ホームページで行い、作成希望の小規模事業者に対し、個別に操作研修を行います。また、必要に応じて新潟県商工会連合会の「エキスパートバンク事業」、にいがた産業創造機構に設置された「新潟県よろず支援拠点」、中小企業庁の「ミラサポ」等の専門家派遣事業を利用することで、ホームページのブラッシュアップを行います。

④小規模事業者に対する効果

自社商品・サービスの情報を広く、効果的に発信することで、全国に向けてのプロモーションができます。

(3) 各種補助制度活用事業（既存事業改善）【指針④】

①事業目的

補助制度を利用することで、販路開拓・拡大に係る費用負担を軽減することができ、同時に申請時に経営状況分析を踏まえた事業計画を策定することで着実な事業実施を支援します。

②支援対象

新たな販路開拓・拡大を目指す事業者

③支援方法・内容

小規模事業者持続化補助金等の各種補助制度の周知を広報紙や当会ホームページで広く行うことで積極的な活用を促し、申請希望事業者に対し申請に係る書類作成などの支援を行います。

④小規模事業者に対する効果

費用負担を軽減することで販路開拓・拡大に取り組みやすくなります。思いつきで販路開拓・拡大に取り組むことなく、事業計画に基づいた効果的な取り組みを行うことができます。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
展示会・商談会出展支援事業者	未実施	1社	1社	2社	2社	3社
新規取引先獲得件数	未実施	1社	1社	2社	2社	3社
SHIFT作成支援事業者	未実施	2社	2社	2社	2社	2社
補助事業申請事業者	6社	6社	6社	7社	7社	7社

II. 地域経済の活性化に資する取組

(現状と課題)

当商工会では、少子高齢化等による過疎化が加速する中、地域経済の活性化のため、H20年、地域おこし委員会を設立し、交流人口拡大を目指し、活動してきました。その一つとして、三条市・福島県南会津郡只見町の行政及び関係する商工会、観光協会等と国及び福島・新潟両県からなる下田・只見町商工会八十里越え交流事業を設立し、工事の進捗状況を見据えながら、新八十里越道路を活用した只見地域と三条地域の物産販売や観光面での地域間交流などについて検討してきました。

また、三条市では下田地域を観光ゾーンと位置づけ、大漢和辞典の編集者である諸橋轍次博士の生家・記念館や地場産農産物を利用した農家レストランや直売場が併設された「道の駅 漢学の里 しただ」や冬季に飛来した白鳥と触れ合うことができる「白鳥の郷公苑」、日帰り温泉施設「いい湯らてい」等の施設が整備されています。

しかしながら、観光入込客数はここ数年、減少傾向にあります。

(改善方法)

今後は、前述の地域おこし委員会を中心として、三条市、福島県只見町、只見町商工会、道の駅「漢学の里しただ」、JA にいがた南蒲等と連携しながら観光客（交流人口）の増加を図るためのイベント開催を計画します。

更に、既存の交流施設や森林資源等を活用した観光資源を有機的に結び、魅力ある周遊観光地づくりを進めます。

(事業内容)

(1) 道の駅「漢学の里しただ」や JA にいがたと連携し、下田地域と只見町地域の特産品の販売や、模擬店、小規模事業者の製品の展示、販売、企業紹介 PR などを行う「商工会まつり」を年1回開催し、地域の賑わいと小規模事業者の認知度を高めます。

(2) 当地域の観光スポットや交流施設を回遊する観光ルートを複数作成し、それを落とし込んだ観光マップを作成することで、魅力ある周遊観光地づくりを行い、地元旅館や飲食店、道の駅等に設置・配布することで、観光客のファン化を進めます。

(目標)

支援内容	現状	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
商工会まつりの実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回
出展者数	4社	4社	4社	5社	5社	6社
来場者数	5,000人	6,000人	6,200人	6,300人	6,400人	6,500人
観光マップ作成・配布数	5,000部	5,000部	5,000部	6,000部	6,000部	7,000部

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(現状と課題)

現在、他の支援機関との連携については、近隣商工会職員間や日本生活金融公庫、専門家派遣によるものなど機会が限られており、支援ノウハウ等の情報交換は図られていませんでした。

(改善方法)

今後、経営分析や事業計画の策定にあたり、より高度かつ専門的なノウハウを吸収していくため、各種施策による専門家派遣を積極的に活用するとともに、にいがた産業創造機構や金融機関、近隣商工会と連携を密にし、支援ノウハウ、支援の現状、これからの課題や問題解決に向けての対策について、情報交換を実施します。

また、新潟県商工会連合会や日本政策金融公庫、税理士会等各種団体が開催する会議・研修会へ積極的に参加し、各地区の小規模事業者の現状、需要動向、支援事例等について情報交換を行うことで、あらゆる面の経営課題に対する支援に役立てます。

(事業内容)

(1) 中越A地区の商工会経営指導員を対象とした「新潟県商工会職員協議会中越A支

部経営指導員研修会」(年 1 回開催)において、支援の現状や課題、今後の支援の進め方等について情報交換を行い、支援ノウハウを習得します。(既存事業改善)

- (2) 日本政策金融公庫三条支店の職員と三条支店管内の商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした「小規模事業者経営改善資金貸付推薦団体連絡協議会」(年 1 回開催)において、県央地区の経済動向や支援の現状等の情報収集に努めるとともに、主に金融支援に対するノウハウを習得します。(既存事業改善)
- (3) 全県下の商工会経営指導員を対象とした「新潟県商工会経営指導員部会研修会」(年 1 回開催)において、全県下の経営指導員と情報交換を行い、他地区における支援のノウハウ、現状等の情報を習得します。(既存事業改善)
- (4) 新潟県央中小企業支援プラットフォーム(県央地域の 18 支援機関が連携した地域プラットフォーム。主催幹事は三条信用金庫)の事業、研修及び会議等を通じ、各機関の支援の現状、支援ノウハウ、支援結果等についての情報交換(年 1 回以上)を行います。(既存事業改善)
- (5) 新潟県信用保証協会県央支店管内の商工会・商工会議所を対象とした「商工会と信用保証協会との懇談会」(年 1 回開催)において、管内の金融・信用保証等の現状について保証協会職員及び管内経営指導員と情報交換を行います。(既存事業改善)
- (6) 日本政策金融公庫三条支店(支店長・担当職員)と下田商工会(会長・副会長・事務局長・経営指導員)との「金融懇談会」を年 1 回開催し、県央地域・下田地区内の金融・景気状況についての意見交換を行い、小規模事業者への金融支援のアプローチ、フォローアップ等のノウハウを習得します。(既存事業改善)
- (7) 三条信用金庫下田支店および三條信用組合下田支店の金融担当職員と経営指導員による「情報交換会」を年 1 回開催し、下田地域の景況や金融動向、支援ノウハウ等の情報交換を行います。(新規事業)

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(現状と課題)

新潟県商工会連合会や各種機関等が開催する研修会に積極的に参加しスキルアップを図っていますが、それ以外の職員(補助員、記帳専任職員等)においては、小規模事業者の売上増加や利益確保のための研修が不足しており、職員全体の支援能力の底上げまでには至っていません。

(改善方法)

- (1) 全国商工会連合会、新潟県商工会連合会が主催する研修の参加に加え、(公財)にいがた産業創造機構等の主催する「経営セミナー」や中小企業大学の主催する研修に経営指導員及び経営支援員が年間 1 回以上参加することで、売上や利益を確

保することを重視した支援能力の向上を図ります。(既存事業改善)

- (2) 小規模事業者の元へ専門家を招聘する際には必ず同行し、専門家の指導・助言内容、情報収集のノウハウを現場で学び、支援能力の向上を図ります。(既存事業改善)
- (3) 小規模事業者に対して行った指導・助言内容等は都度口頭による情報共有を図るとともに、その内容を全国商工会連合会が提供している「基幹システム」(事業者データと連動した共有システム)の「相談カルテ」に詳細に記載することで電子データベース化し、職員全員が事務分掌に関わらず相談に対応出来る体制づくりに努めます。(既存事業改善)
- (4) 経験の少ない若手職員が支援に苦慮している場合は、ベテラン職員と支援ノウハウの共有を図り、更に経営支援員(補助員・記帳専任職員等)と経営指導員は、事業者の情報や経営支援に関するノウハウを共有し、積極的にチームを組んで小規模事業者を支援します。(新規事業)

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

経営発達支援事業の実施に当たり、事業の評価及び見直しをするための仕組みとして以下のとおり取り組みます。

- ①商工会正副会長並びに行政担当者や中小企業診断士等の有識者による事業評価委員会を年1回開催し、事業の実施状況、成果に対する評価と見直しを行い、見直し案を作成します。
- ②事業の成果・評価・見直しの結果については、理事会へ報告し、承認を受けます。
- ③事業の成果・評価及び処置、改善策は、通常総会及び商工会広報紙及びホームページにて公表します。また、報告書を事務所に備え付け、会員その他関係者がいつでも閲覧できる状態にします。

(別表 2)

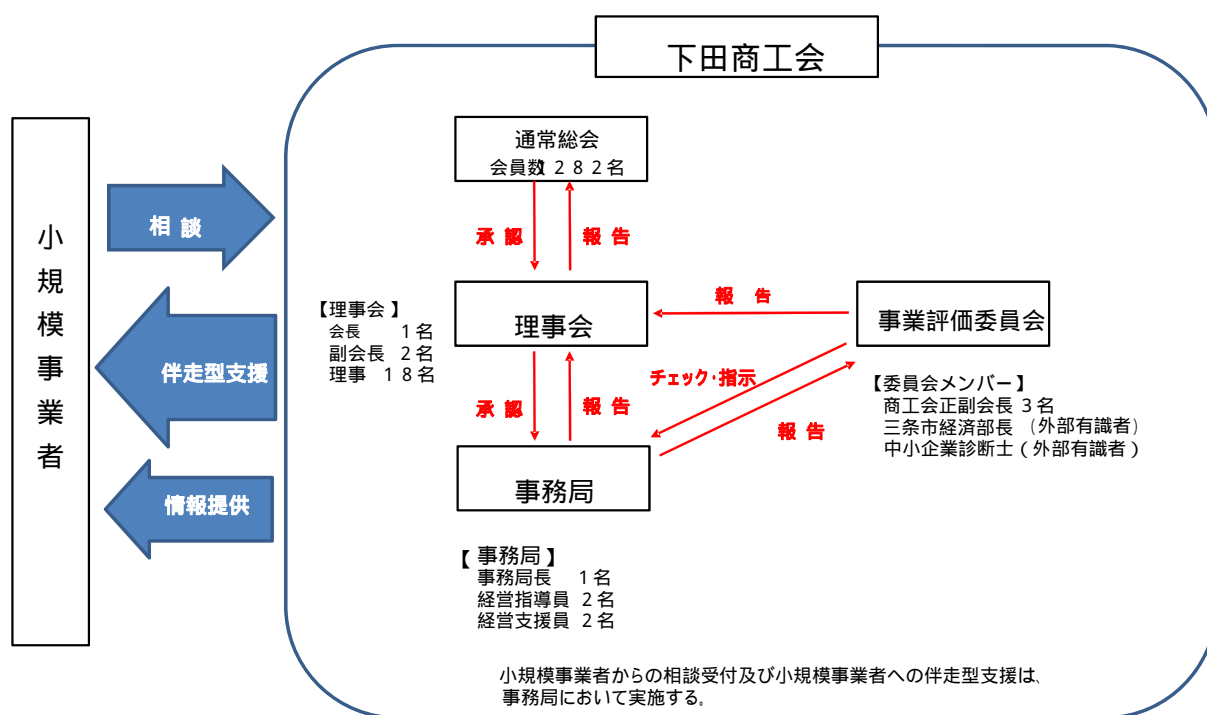
経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成 28 年 1 1 月現在)

(1) 組織体制

下田商工会の経営発達支援事業は、以下の組織体制で実施する。
なお、小規模事業者からの相談受付及び小規模事業者への伴走型支援は、事務局において実施する。



(2) 連絡先

下田商工会 経営支援室

〒955-0152 新潟県三条市笹岡360番地1

電話：0256-46-3073

FAX：0256-46-3086

メールアドレス：shitada@shinsyoren.or.jp

ホームページ：http://www.shokokai.or.jp/shitada/

営業時間：8：30～17：15（土日・祝日を除く）

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	29年度 (29年4月以降)	30年度	31年度	32年度	33年度
必要な資金の額	32,000	32,200	32,500	32,600	33,000
小規模企業対 策事業費	32,000	32,200	32,500	32,600	33,000
経営改善普及 事業費	24,300	24,500	24,800	24,900	25,300
地域総合振興 事業費	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、市補助金、助成金、会費、手数料収入、事務受託料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
<p>I. 経営発達支援事業の内容</p> <p>1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】</p> <ul style="list-style-type: none">消費動向調査、景況調査など、当会で独自に実施していない調査内容について提供を受けること <p>2. 経営状況の分析に関すること【指針①】</p> <ul style="list-style-type: none">専門的かつ高度な経営分析等に係る支援 <p>3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】</p> <ul style="list-style-type: none">専門的かつ高度な創業等計画策定に係る支援 <p>4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】</p> <ul style="list-style-type: none">事業計画策定後の専門的かつ高度な取組みの実施に係る支援 <p>5. 需要動向調査に関すること【指針③】</p> <ul style="list-style-type: none">消費者動向調査等に係る専門的かつ高度な取組みの実施に係る支援家計調査など当会で独自に実施していない調査内容について提供を受けること <p>6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】</p> <ul style="list-style-type: none">「フードメッセ in にいがた出展」など当会で独自に実施していない事業への参加専門的かつ高度な需要開拓に係る支援 <p>II. 地域経済の活性化に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none">交流人口を増やすための効果的なイベントの実施 <p>III. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組</p> <p>1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">支援能力を向上させるためのノウハウ等の情報交換の実施 <p>2. 経営指導員等の資質向上等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">資質向上等のための研修会の受講 <p>3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること</p> <ul style="list-style-type: none">有識者参加による事業評価委員会の開催

連携者及びその役割

No.	名称及び代表者	住所・電話番号	役割・効果
1	新潟県 知事 米山 隆一	〒950-8570 新潟県新潟市中央区 新光町4番地1 TEL 025-285-5511	(役割) ・経済動向調査等の情報収集 ・各種補助金及び助成金の活用 ・県制度融資の活用 (効果) ・県内各地の景気動向の把握が可能であり、当地域との比較対比が容易。 ・当事業に関する各種補助金や助成金の情報収集や活用が可能であり、小規模事業者にとって有益な対応の選択肢が広がる。
2	三条市 市長 國定勇人 (道の駅 漢学の里 したただ含む)	〒955-8686 新潟県三条市旭町 2丁目3番1号 TEL 0256-34-5511	(役割) ・各種補助金等の活用 ・地域活性化事業の実施及び連携 ・市制度融資の活用 ・情報交換 (効果) ・地域の実情に合った補助金等の活用が可能。 ・イベント等実施における協力及び連携において、市の支援は必要不可欠。 ・本事業に対する評価及び見直しについての協力及び支援が可能。
3	(財)にいがた産業 創造機構 (よろず支援拠点) 理事長 森 邦雄	〒950-0078 新潟県新潟市中央区 万代島5番1号 TEL 025-246-0025	(役割) ・事業計画策定等に関する情報提供 ・専門家派遣事業の活用 ・各種補助金及び助成金等の活用 (効果) ・経済状況の分析や事業計画の策定に際し、その策定方法や各種ソフトの活用が可能。 ・専門家を活用することにより、より高度な支援が可能。

No.	名称及び代表者	住所・電話番号	役割・効果
4	新潟県商工会連合会 会長 岩村菖堂	〒950-0965 新潟県新潟市中央区 新光町7番地2 TEL 025-283-1311	(役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣事業等の活用 ・ 全国商工会連合会等で実施する販路開拓事業の活用 ・ 創業塾及び第二創業塾や創業相談会の活用 ・ 経営指導員等の資質向上 ・ 各種相談指導 (効果) <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況分析や事業計画策定に当たって、専門家を活用でき、より高度な指導が可能。 ・ 展示会や商談会等の情報提供を受けることにより、その事業者にあったものを選択することが可能。 ・ 事業再生や事業承継、経営分析等の研修会を受けることにより、経営指導員等の資質向上を図ることが可能。 ・ 各種助成金の申請やHP作成等に際し、相談指導を受けることが可能。
5	中小企業庁 ミラサポ運営事務局	(※運営事務局) TEL:0570-057-222	(役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣事業等の活用 (効果) <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況分析や事業計画策定に当たって、専門家を活用でき、より高度な指導が可能。
6	中小企業大学校 三条校 校長 西 祐喜雄	〒955-0025 新潟県三条市上野原 570番地 TEL 0256-38-0775	(役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営指導員等資質向上 (効果) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種支援担当者研修等を受講することで経営指導員等の資質向上を図ることが可能。
7	日本政策金融公庫三 条支店 支店長 北村浩二	〒955-0092 新潟県三条市須頃 1丁目20番地 TEL 0256-34-751	(役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種融資制度の活用 ・ 事業計画に関する指導及び助言 ・ 情報交換 (効果) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二マル経、創業融資等の活用が可能。 ・ 事業計画策定に当たり、金融面での指導及び助言を受けることが可能。 ・ 研修会等を通じて、現在の融資動向や各地域の経済動向等の情報交換が可能。

No.	名称及び代表者	住所・電話番号	役割・効果
8	新潟県信用保証協会 県央支店 支店長 上村一彦	〒955-0092 新潟県三条市須頃 1丁目17番地 TEL 0256-33-6661	(役割) ・各種保証制度の活用 ・経営指導員等の資質向上 ・情報交換 (効果) ・各種制度融資の活用に当たり、条件に合った保証制度の適用が可能。 ・研修会等を通じて、現在の融資動向や各地域の経済動向等の情報交換が可能。
9	三条信用金庫 下田支店 支店長 山田桂三	〒955-0151 新潟県三条市荻堀 1323-9 TEL 0256-46-2522	(役割) ・制度融資等の窓口 ・情報交換 (効果) ・事業計画の相談並びに地域経済動向等の情報交換が可能。 ・支援ノウハウ等情報交換が可能。
10	三條信用組合 下田支店 支店長 西川 仁	〒955-0151 新潟県三条市荻堀 819-1 TEL 0256-46-2323	(役割) ・制度融資等の窓口 ・情報交換 (効果) ・事業計画の相談並びに地域経済動向等の情報交換が可能。 ・支援ノウハウ等情報交換が可能。
11	にいがた南蒲農業協 同組合下田支店 支店長 石月浩美	〒955-0151 新潟県三条市荻堀 810-4 TEL 0256-46-2006	(役割) ・地域活性化事業 (効果) ・連携してイベント等を開催することでより効果的に実施が可能。
12	新潟県央中小企業支 援プラットフォーム (代表機関：三条信 用金庫 総合企画部 陣内純英)	〒955-8666 新潟県三条市旭町 2丁目5番10号 TEL 0256-34-3143	(役割) ・経営指導員等の資質向上 ・情報交換 (効果) ・研修会を通じて各種支援に関する情報の取得が可能。 ・支援ノウハウ等情報交換が可能。
13	只見町 町長 目黒 吉久	〒968-0498 福島県南会津郡 只見町大字只見 字雨堤 1039 TEL 0241-82-5210	(役割) ・地域活性化事業 (効果) ・連携してイベント等を開催することでより効果的に実施が可能。

No.	名称及び代表者	住所・電話番号	役割・効果
14	只見町商工会 会長 目黒 長一郎	〒968-0421 福島県南会津郡 只見町大字只見 字宮前 1308 TEL 0241-82-2380	(役割) ・地域活性化事業 (効果) ・連携してイベント等を開催することで より効果的に実施が可能。

連携体制図等

